

退職金支給に際しては、先づ先着の順序に依り、先着の退職金を受取る者から支給するものとする。

参照

第三條 解職手當ハ自己ノ都合ニ依ルモ會社ノ都合ニ依ル場合ニ同一ニ支給スルコト但シ解雇の場合ハ更ニ相償ノ規定ヲ適用スルコト

第四條

公休日ニ對スル日給支給ニ關スル件ノ内

一、震災横死者追悼日（九月一日）ハ一般ノ慣習ニ從ヒ其ノ法會ヲ行ヒ且ツ休日トシテ職工ニ對シテ公自給ヲ支給スルコト
只父母妻子死シノ場合ニハ相償手當上ニハ一月以内ニ忌引規定ヲ設クルコト

八、臨時休業ニ關シテハ他會社ノ振合ヲモ参照シ熟考シ上

参照

第四條 公休日補償ノ件左ノ場合日給ヲ支給スルコト
（九月一日）
（親父母、父母、妻子）

八、臨時休業ノ場合
（職工ニ對シ）

第五條

皆勤賞支給ノ期ニハ一月以内ニ其ノ方法ノミヲ改メ
實施スルコト 但シ明年一月一日給改正以後ニ於テモ現行ノ日給即チ半額（六月）ニ日給社員十五日分職工二十日分ハ之ヲ渡シ受ケサルコト

第五條 現行ノ日給若其ノ支給方法ヲ改メ毎期給料日ニ改正日給ノ一分分ヲ支給スルコト 但シ遅刻早退ニ對スル計算法現行施行ノ方法ニ依ルコト

第六條

定務外勤者ニ對スル支給ハ一時間ニワキ日給ノ一分ノ三割増トスルコト 但シ其ノ實施ハ第一條ノ實施期日同上ナルコト

参照

第六條 定務外勤者ニ對スル支給法ハ第三條ニ準シ現行ノ率ヲ適用スルコト（但シ前條ニ對シ）